

企業年金連合会における 投資教育共同実施の取組状況

企業年金連合会における投資教育共同実施の取組状況①

- 確定拠出年金法の改正に伴い、配慮義務となっている継続投資教育について努力義務とすることにより、投資教育の継続実施を促すこととされた。
- また、投資教育の実施が難しい中小企業等の事業主を主な対象として、事務負担軽減や継続的な投資教育の効率的な実施等の観点から、事業主は、確定拠出年金の投資教育について、知見のある企業年金連合会への委託により実施することが可能となった。

＜改正後の確定拠出年金法＞

（事業主の責務）

第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五條第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

（情報収集等業務及び資料提供等業務の委託）

第四十八條の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務（以下「資料提供等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一條の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。

（企業年金連合会の業務の特例）

第四十八條の三 企業年金連合会は、確定給付企業年金法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、情報収集等業務及び資料提供等業務を行うことができる。

企業年金連合会における投資教育共同実施の取組状況②

- 企業年金連合会による投資教育の共同実施の概要（平成29年度から開始）
 - ・各事業主が実施すべき確定拠出年金の継続投資教育が困難な事業主から委託を受け、企業年金連合会が投資教育を共同実施。
 - ・実施形態：継続投資教育として2時間程度の対面セミナー（単独プラン）。また、eラーニングセットプランも用意。
 - ・内容：初年度は、主に30代から40代前半までの方向けの内容。
 - ・費用：加入者1人あたり3,000円（税込）（企業年金連合会の会員の場合は2,400円（税込））。（単独プランの場合）
 - ・開催頻度：平成29年度は東京にて12回開催予定。

<イメージ図>

